

寒河江市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第1項及び同法施行令（昭和25年政令89号）第67条第1項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び開票管理者の職務を代理すべき者を、次のとおり選任する。

令和8年1月27日

寒河江市選挙管理委員会
委員長 高橋達也

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査
開票管理者
寒河江市大字日田字五反 高橋達也

開票管理者の職務を代理すべき者
寒河江市大字柴橋 大泉奈美子
- 2 衆議院比例代表選出議員選挙
開票管理者
寒河江市本楯 竹田浩

開票管理者の職務を代理すべき者
寒河江市栄町 大波なな子